平成29年分以降

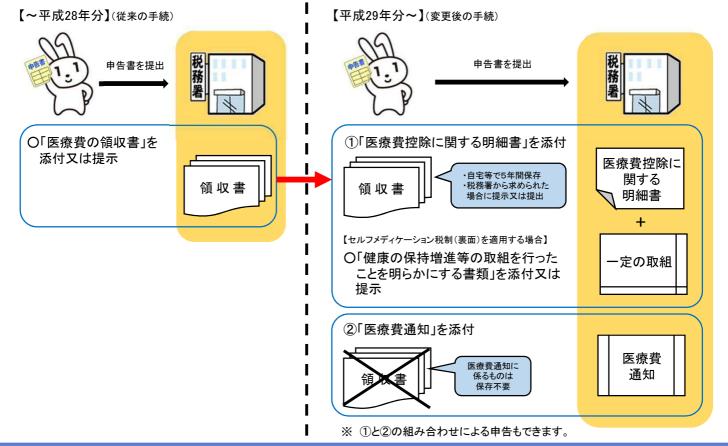
医療費控除の申告が変わります!

医療費の領収書の提出が不要になりました!

● 税務署へ提出する書類

書類の名称等	書類の例示等
医療費控除に関する明細書	様式(イメージ)は国税庁ホームページに掲載されています
医療費通知	健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など ※次の項目が記載された医療費通知に限ります。①被保険者等(又はその被扶養者等)の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者の氏名、④療養を受けた病院・診療所・薬局その他の者の名称、⑤被保険者等又はその被扶養者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称
使用証明書など ※提示でも可	寝たきりの人のおむつ代費用の場合「おむつ使用証明書」など
(セルフメディケーション税制(裏面)の適用を受ける場合) 健康の保持増進等の取組を行ったこと を明らかにする書類 ※提示でも可	・定期健康診断等の結果通知表 ・インフルエンザの予防接種の領収書 など

- ▶ 自宅等で保存する書類
 - 医療費の領収書 ※ 確定申告期限から5年間、税務署から領収書の提示又は提出を求められる場合があります。
 - ※「医療費通知」により申告した医療費に係る領収書は「保存不要」です。
- 適用開始時期
 - 「平成29年分以降の確定申告書を平成30年1月1日以後に提出する時から」となります。
 - ※ ただし、平成29年分~平成31年分について、平成28年分以前と同じ方法(医療費の領収書の添付又は提示)による医療費控除の 適用もできます。



確定申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」が便利です!







検索

2 セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例) が創設されました!

● 制度の概要



健康の保持増進及び疾病の予防として<u>一定の取組</u>を行っている方が、平成29年1月1日から 平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために 特定一般用医薬品等購入費(※1)を支払った場合は、従来の医療費控除との選択(※2)により、 セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を適用することができます。

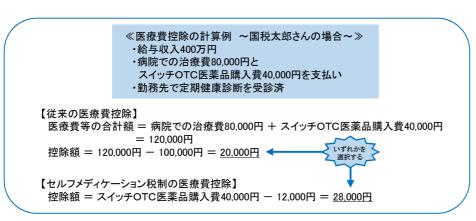
- ※1 「特定一般用医薬品等購入費」とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、薬局などで購入できる OTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費をいいます。 具体的な品目は、「厚生労働省ホームページ」でご確認ください。
- ※2 「従来の医療費控除」と「セルフメディケーション税制による医療費控除」のいずれか一方しか適用できません。 また、確定申告書を提出した場合には、その後において選択変更を行うことはできません。

● 一定の取組とは

- ① 保険者(健康保険組合、市町村国保等)が実施する健康診査【人間ドック、各種健(検)診等】
- ② 市町村が健康増進事業として行う健康診査【生活保護受給者等を対象とする健康診査】
- ③ 予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】
- ④ 勤務先で実施する定期健康診断 【事業主検診】
- ⑤ 特定健康診査(いわゆるメタボ検診)、特定保健指導
- ⑥ 市町村が健康増進事業として実施するがん検診

● 控除額

特定一般用医薬品等購入費の合計額から12,000円を差し引いた金額(最高88,000円) (保険金などで補てんされる部分を除きます)







〈重要なお知らせ〉がありますので、必ず**裏面**をご確認ください。

平成 年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏 名

1	医療費通知	に関す	する事項
---	-------	-----	------

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。 ※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、所定の事項が 記載されたものをいいます。

(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載 された医療費の額		(1)のうちその年中 に実際に支払った 医療費の額	(3)	(2)のうち生命保険 や社会保険などで 補塡される金額
F	7	円	4	円

2 医療費(上記1以外)の明細 ことができます。上

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」でとにまとめて記入することができます。上記 1 に記入したものについては、記入しないでください。

C 区凉县 (工品 I	スノアノウン・カコル山	$C \subset \mathcal{W} \subset \mathcal{C}$	さなる。工記 一に言	人したもの	にしいては、記入しる	VIC \ /22016
(1) 医療を受けた方の 氏名	(2) 病院・薬局な支払先の名称		(3)医療費の	区分	(4) 支払った医療費 の額	(5)(4)のうち生命保険 や社会保険などで 補塡される金額
				保険サービス)他の医療費	F	
				保険サービス)他の医療費		
				保険サービス)他の医療費		
				保険サービス)他の医療費		
				保険サービス)他の医療費		
				保険サービス)他の医療費		
				保険サービス)他の医療費		
				保険サービス)他の医療費		
				保険サービス)他の医療費		
				保険サービス)他の医療費		
				保険サービス)他の医療費		
				保険サービス)他の医療費		
				保険サービス)他の医療費		
				保険サービス)他の医療費		
				保険サービス)他の医療費		
				保険サービス)他の医療費		
	2 თ	合 計			9	1
医療	要 費 の 台	計 :	А	(P+D)	円 B ⁽ ())-	+① 円
3 控除額の計算						
支払った医療費	(合計)	円	A	▶ 申告書第2	」 <u>二表</u> の「所得から差し引か	れる金額
保険金などで 補塡される金額			В	「しに関する	事項」の医療費控除欄に転	記します。丿
差引金額 (A - B)	(赤字のときは0円)		С			計欄の金額を転記します。
所得金額の合計額			D	· 返	の場合には、それぞれの金額な 職所得及び山林所得がある場	合・・・その所得金額
D×0.05	(赤字のときは0円)		E	(4	がに申告分離課税の所得があ 特別控除前の金額) 損失申告の場合には、申告書	
国と10万円のいずれか 少ない方の金額			F	I	類大平日の場合には、平日 成損失を差し引く計算」欄の®	
医療費控除額	(最高200万円、赤字の	ときは0円)	G		<u>一表</u> の「所得から差し引か に転記します。	れる金額」の医療

要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は 必要ありません。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書(医療費通知に係るも のを除きます。)の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

※平成31年分の確定申告までは、領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条(医療費控除)の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケー ション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご留意ください。

■ 医療費通知に関する事項

医療費通知を添付する場合、(1)~(3)を記入します。

- 医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。
 - ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
 - ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称
- ※2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。
- (1) 「医療費通知に記載された医療費の額」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

(2)「(1)のうち、その年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異 なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3)「(2)のうち、生命保険や社会保険などで補塡される金額」欄 生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受 け取った保険金や給付金(入院費給付金、出産育児一時金、高額 療養費など)がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補塡される金額は、その給付の目的となった医療費 の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた 場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中 (に実際に支払った 医療費の額	3) (2)のうち生命保険 や社会保険などで 補塡される金額
176,584 ^F	153,300	

医療費通知に記載 された自己負担額 の合計額を記入し

(1)で記入した医療費 のうち、その年中に 実際に支払った金額 を領収書等で確認し、 合計額を記入します。 (2)の医療費につ いて、保険金な どを受け取った 場合は、その金 額を記入します。

記入例

2 医療費(上記❶以外) の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。 (「**●医療費通知に関する事項**」に記入したものについては、記入しないでください。)

(1) 「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2) 「病院・薬局などの支払先の名称」欄 診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の 名称を記入します。

(3) 「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

(4) 「支払った医療費の額」欄 医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5)「(4)のうち生命保険や社会保険などで補塡される金額」欄 上記❶(3)と同様です。

例) 国税太郎さんが○△病院に通院した場合

2月18日 診療: 6,500円 通院費(JR、○○バス) 往復780円 5月28日 診療: 5,500円 通院費(JR、○○バス) 往復780円 ○△病院計:12,000円 通院費計:1,560円

- ※ 「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療用器具の購入(いずれも 通常必要なものに限ります。)などがある場合にチェックします。
- 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のよ うにまとめて記入しても差し支えありません。
- 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費 控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

<u>=</u>	П
はしへか	IJ

(1) 医療を受けた方の 氏名	(2) 病院・薬局などの 支払先の名称	(3)医療費の区分	(4) 支払った医療費 の額	(5)(4)のうち生命保険 や社会保険などで 補塡される金額
国税 太郎	○△病院	✓診療・治療 □介護保険サービス□医薬品購入 □その他の医療費	12,000 円	円
//	JR、〇〇バス	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 ☑ その他の医療費	1,560	

■添付又は提示が必要な書類

- この「医療費控除の明細書」 (添付)
- 医療費通知(原本)「① 医療費通知に関する事項」に記入したものに限ります。(添付)
- 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類(添付又は提示)
 - ◎ 寝たきりの人のおむつ代
 - おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定
 - の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます
 - ◎ 温泉利用型健康増進施設の利用料金
 - ◎ 指定運動療法施設の利用料金
 - ◎ ストマ用装具の購入費用
 - ◎ B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用
 - ◎ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用
 - ◎ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用

- 医師が発行した「おむつ使用証明書」
- 温泉瘠養証明書
- 運動療法実施証明書
- ストマ用装具使用証明書
- **医師の診断書**(その患者がB型肝炎にかかっており 医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)
- 処方箋(医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要 とする症状を記載したもの)
- 在宅介護費用証明書

〈重要なお知らせ〉がありますので、必ず**裏面**をご確認ください。

平成 年分 セルフメディケーション税制の明細書

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません

氏	名						
---	---	--	--	--	--	--	--

1	申告する方の健康 <i>の</i>)保持増進及び疾病の予防へ	の取組
			・ソノム人小口

(1) 取組内容	□健康診査	□ 予防接種	□ 定期健康診断
	□特定健康診査	□ がん検診	□ ()
(2) 発 行 者 名 (保険者、勤務先、市区町村、 医療機関名など)			

2 特定一般用医薬品等購入費の明細 「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

(1)薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4)(3)のうち生命保険 や社会保険などで 補塡される金額
		円	円
合	計	А	В

3 控除額の計算

支払った金額	(合計) 円	Α	■ 申告書第二表の「所得から差し引かれる金額
保険金などで 補塡される金額		В	に関する事項」の医療費控除欄に転記します。
差引金額 (A - B)	(赤字のときは0円)	С	
医療費控除額 (C - 12,000円)	(最高8万8千円、赤字のときは0円)	D	申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控 除欄に転記し、「区分」の□に「1」と記入します。

[※]取組に要した費用は、控除対象となりません。

重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要となり、医薬品購入費の領収書の添付又は提示は必要ありません。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

※平成31年分の確定申告までは、領収書の添付又は提示によることもできます。

■ セルフメディケーション税制の明細書の記載要領

この明細書は、租税特別措置法第41条の17の2(セルフメディケーション税制による医療費控除の特例)の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、通常の医療費控除を受けることができませんので、ご留意ください。

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(※)を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

※ 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された 医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費をいいます。

■ 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1)「取組内容」欄

取組を行ったことを明らかにする書類(※)を確認し、該当する取組内容をいずれか一つチェックします。

※下記の「添付又は提示が必要な書類」をご確認ください。

(2)「発行者名」欄

取組を行ったことを明らかにする書類の発行者の名称を記入します。

❷ 特定一般用医薬品等購入費の明細

(1)「薬局などの支払先の名称」欄

医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。 領収書が複数ある場合は、購入先ごとにまとめて記入することができます。

(2) 「医薬品の名称」欄

購入した医薬品の名称を記入します。

複数の医薬品を購入した場合は、名称を並べて記入します。

(3) 「支払った金額」欄

医薬品の購入金額を記入します。

複数の医薬品を購入した場合は、購入金額の合計を記入します。

(4) 「(3)のうち生命保険や社会保険などで補塡される金額」欄 生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った 保険金や給付金がある場合に、その金額を記入します。

領収書の表示例 国 税 薬 局 虎/門店 TEL: 03 -****-*** 東京都千代田区霞が関米米米米 2017年4月1日(土) 12:00 ¥1,273 ¥760 ★カクティ胃腸薬MN 小計 4点 ¥3.222 **合** 内消費税 ¥3,222 **a** ¥4.000 お預り お釣り ¥778 ★印はセルフメディケーション税制対象商品です

領収書に控除の対象であることが記載されています。

同一の薬局で複数の医薬品を購入した場合は、医薬品名を並べて記入するととも に購入金額の合計を記入します。

記入例	(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3)支払った金額	(4)(3)のうち生命保険 や社会保険などで 補塡される金額
	国税薬局	ゼイムEX、カクテイ胃腸薬MN	2,164 🖰	円
	□□ドラッグストア	0000,000,00000,000	} 13,753	
	//	000,000,0000,0000		が枠内に記入しきれな
	//	000,000,0000,0000		が枠内に記入しきれた のように記入します。

■ 添付又は提示が必要な書類

- この「セルフメディケーション税制の明細書」(添付)
- 適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類(添付又は提示)
 ①氏名②取組を行った年③事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限ります。例えば次の書類です。
 - ◎ インフルエンザの予防接種又は定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症等)の領収書又は予防接種済証
 - ◎ 市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表
 - ◎ 職場で受けた定期健康診断の結果通知表(「定期健康診断」という名称又は「勤務先(会社等)名称」が記載されている必要があります。)
 - 特定健康診査の領収書又は結果通知表

(「特定健康診査」という名称又は「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」が記載されている必要があります。)

- ◎ 人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書又は結果通知表 (「勤務先(会社等)名称」「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」が記載されている必要があります。)
- ※ 取組を行ったことを明らかにする書類のうち、結果通知表は健診結果部分を黒塗り又は切取りなどをした写しで差し支えありません。
- ※ 上記の書類に必要な事項が記載されていない場合は、勤務先や保険者などに一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受ける必要があります。詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。